

税制適格ストックオプションに係る優遇措置の拡大

1. 改正のポイント

(1)趣旨

スタートアップ企業の資金面や人材面での課題を税制面から後押しすることを目的として、税制適格ストックオプションの利便性の向上や権利行使価額の上限額の引き上げなど要件の緩和が実施される。

(2)内容

① 権利行使により交付される株式の保管委託要件の緩和

(イ) 内容

下記の要件を満たすストックオプションを上場前に権利行使する場合、証券会社への株式の保管委託が不要となる。

- 権利行使により交付される株式が譲渡制限株式であること
- スtockオプションを発行した会社自身により当該譲渡制限株式の管理がされること

(ロ) 実務への影響

- 上場準備会社以外の非上場会社は保管委託要件を満たすことが実務上難しかったが、自社での管理が認められることにより、税制適格ストックオプションの普及が進むことが考えられる。

税制適格ストックオプションに係る優遇措置の拡大

- ② 1年あたりの権利行使価額の限度額の引上げ
権利行使価額の限度額が1,200万円から以下のとおり引上げられる。

		改正前	改正後		
1年あたりの 権利行使価格	設立年数、上場・未上場を問わず、 一律1,200万円		非上場	上場	
		設立5年未満	2,400万円	2,400万円	
		設立5年以上 20年未満	非上場	3,600万円	－
			上場後 5年未満	－	3,600万円
		上場後 5年以上	－	1,200万円	
設立20年以上	1,200万円	1,200万円			

- ③ 社外高度人材に係る要件の緩和
ストックオプション発行会社及び社外高度人材に係る要件について見直しが行われる。
(イ) スtockオプション発行会社の要件の見直し
ストックオプション発行会社がハンズオン支援を行うベンチャーキャピタル等から最初に出資を受ける時点における資本金の額及び従業員数の要件が廃止される。

	改正前	改正後
ストックオプション 発行会社の要件	ハンズオン支援を行うベンチャーキャピタル 等から最初に出資を受ける時点において、 ・資本金の額5億円未満 かつ ・従業員数900人以下 の会社であること	左記の資本金要件・従業員数要件は、廃止

税制適格ストックオプションに係る優遇措置の拡大

(ロ) 社外高度人材に係る要件の見直し

社外高度人材に係る要件及び範囲について以下のとおり見直しが行われる。

No	改正前	改正後
1	国家資格を保有 + 3年以上の実務経験	国家資格を保有(実務経験を廃止)
2	博士の学位を保有 + 3年以上の実務経験	博士の学位を保有(実務経験を廃止)
3	高度専門職の在留資格をもって在留 + 3年以上の実務経験	高度専門職の在留資格をもって在留(実務経験を廃止)
4	上場企業で役員(取締役等)の経験が3年以上	上場企業で役員(取締役等)の経験が1年以上
5	将来成長発展が期待される分野の先端的な人材育成事業に選定され従事していた者	変更なし
6	過去10年間に、製品又は役務の開発に2年以上従事し、かつ下記1.～3.のいずれかを満たす者 1. 上場企業の従業員で、開発した製品又は役務の売上高が、開発に従事していた期間内において、全事業の売上高の1%未満から1%以上まで増加 2. 上場企業以外の従業員で、製品または役務の開発に従事していた期間に、全事業の売上高が2倍以上に増加 3. 上場企業以外の従業員又は外部協力者で、開発した製品又は役務の売上高が、開発に従事していた期間内において、2倍以上に増加	変更なし
7	—	新設 ・教授及び准教授 ・上場会社の重要な使用人として1年以上の実務経験ある者 ・未上場企業で役員及び重要な使用人として1年以上の実務経験ある者… 等

2. 適用時期

不明

税制適格ストックオプションに係る優遇措置の拡大

3. 実務上のポイント

①権利行使により交付される株式の保管委託要件の緩和

- ・自社での管理が認められるのは権利行使の目的である株式が「普通株式」ではなく「譲渡制限株式」である場合に限り、上場会社にとって特段のメリットはないことから、この優遇措置の活用は非上場会社に限定されると考えられる。

②1年あたりの権利行使価額の限度額の引上げ

- ・権利行使価額の上限額が引き上げられたことにより一人当たり付与するストックオプションの数を増やすことができるようになったほか、1年あたりに行使できるストックオプションの数が増えるため早期に権利行使することが可能となる。

例) 3,600万円分のストックオプションが付与された場合

		X1年	X2年	X3年
(改正前)	制限期間(2年)	1,200万円	1,200万円	1,200万円
(改正後)	制限期間(2年)	3,600万円		

⇒改正前はすべて権利行使するためには3年かかるところ1年で行使することができるようになる。

4. 今後の注目点

①権利行使により交付される株式の保管委託要件の緩和

- ・自社での株式の管理方法の詳細

②1年あたりの権利行使価額の限度額の引上げ

- ・上場会社が株式移転でテクニカル上場したような場合は設立5年未満に該当し適用を受けられるかどうか